

	バイアス等の認識・価値観 ・キャリア形成の過程におけるこれらの意識の影響 (2) グループ別比較 ・男女別 ・管理職手前層の職員と若手職員の比較 ・必要に応じた追加分析 (3) 分析の透明性の確保 ・分析過程及び分類基準を明示すること ・解釈に当たっては、過度な一般化や断定的表現を避けること
報告書作成	調査結果を組織全体の傾向として整理し、以下の点に留意の上、報告書を作成すること。 (1) 報告書の構成 ・調査結果の概要 ・分析結果から読み取れる固定的な性別役割分担意識や性別に基づくアンコンシャス・バイアス等に関する全体傾向、グループ別の傾向 (2) 可視化 ・図表を用い、直感的に理解可能な形で表現すること ・結果の対比関係が明確となる構成とすること (3) 記述上の留意事項 ・特定の個人を評価又は批判するものとならないよう配慮すること
独自の提案	業務目的達成に向けて受託者が提案する事項

第4 委託事業費に係る留意事項

次の経費は委託金額の対象外とする。

- (1) 施設や設備の整備、備品購入自体を主たる目的とするもの
- (2) 他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- (3) 土地、建物を取得するための経費
- (4) その他、事業との関連性が認められない経費

第5 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

第6 個人情報の保護

- (1) 回答者のプライバシーについて、細心の注意を払い、保護しなければならない。
- (2) 受託者は本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。また、事業に携わる者に、個人情報の保護につき周知徹底を図ること。
- (3) 受託者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守すること。

第7 成果品の提出

成果品は次のとおりとする。なお、下記(1)ア(イ)～(エ)は静岡県ホームページ等にて公開するため、非公開情報は含めないこと。

- (1) 完了報告書
 下記ア(ア)～(ウ)について、完了報告書としてとりまとめる。
 - ア 提出物
 - (ア) 意識調査結果（詳細版）
 - (イ) 意識調査結果（概要版）

(ウ) その他報告書及び関連資料

イ 提出部数

(ア) 紙データ 1部

(イ) 電子データ (USB メモリ等) 1式

※電子データは、Word 又は PowerPoint 形式等、編集可能なデータ及び PDF 形式で納品すること。

ウ 提出期限

令和8年12月23日(水)

(2) 成果物の著作権

本事業により作成する一切の成果品の権利は、全て本県に帰属するものとする。

ただし、受託者が本事業の目的に合致する広報等に使用する場合に限り、成果品の使用を認める。

第8 想定スケジュール

令和8年9月～10月 意識調査

令和8年11月～12月 分析・報告

第9 受託者の責務

(1) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、本事業を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

(3) 実施責任者は、県担当者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、県担当者と緊密な連携、調整を図ること。

(4) 受託者は、故意又は過失により、県又は第三者に損害を与えた時は、その賠償責任を負わなければならない。

(5) 受託者及び職員(従事者を含む。)は、業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。

(6) 受託者は、地方公務員法(昭和25年法律261号)第16条(欠格条項)に該当する者を業務に従事させてはならない。

(7) 受託者は、本仕様書等で不明な点がある場合又は疑義が生じたときには、委託者と協議してこれを定めるものとする。

第10 その他

(1) 本業務に関する必要な経費は契約金額にすべて含むものとする。

(2) 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたるものとする。